

公益財団法人
日本バウンドテニス協会
倫理規程

公益財団法人日本バウンドテニス協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、次条に定める協会の倫理に関する基本となる事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さ、人道的問題への姿勢に対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、公益財団法人日本バウンドテニス協会（以下「本協会」という）および都道府県バウンドテニス協会に所属する者（以下「協会員」という）について適用する。

(暴力行為等の禁止)

第3条 協会員は、決して身体的・精神的暴力行為等を行ってはならないことはもちろんのこと、バウンドテニスを行う際または指導する際の問題解決の手段として、暴言、脅迫、威圧等を行ってはならない。

2. 協会員は、組織の運営またはバウンドテニスを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めなければならない。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第4条 協会員は、決してセクシュアルハラスメントを行ってはならない。

2. 協会員は、指導技法の一環や、親しみの表現であったとしても、個人によっては不快感を抱くことがあることおよび本人に悪意が無い場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアルハラスメントになることを認識し、性的言動、表現によって他者に不快感を持たせることは、厳に慎まなければならない。
3. 協会員は、性的言動、表現を受けて不快に感じた場合、その行為を無視したときは「受け入れられている」と相手に誤解されるおそれがあることを認識し、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、明確に意思表示をする。

(ドーピングの禁止)

第5条 協会員は、競技能力を高めるためにドーピングを行うことが、フェアプレイの精神に反するばかりではなく、競技者の健康を害するものであることを認識し、決してドーピングを行ってはならない。

2. 本協会は、公認指導員・公認審判員等指導的立場にある者はもとより、登録競技者等に対して、アンチ・ドーピングの教育・啓発活動の積極的な展開を図らなければならない。
3. 協会員は、本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品などによっては、ドーピングの対象薬物が含まれている場合もあることを踏まえ、ドーピングに関する知識を十分に深めなければならない。

(遵守事項)

第6条 役員および公認指導員・公認審判員等の指導的立場にある者と競技者とは、それぞれ相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して、次の各号に定める事項を遵守し、責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 役員および公認指導員・公認審判員等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道に反する行動や強要をしてはならない。
- (2) プライバシー（個人的人権）の問題については、相手の名誉を重んじ十分配慮しなければならない。

(不適切な経理処理の防止)

第7条 本協会および加盟団体は、公的な組織であることを認識し、各団体の経理規程に則り正しい経理処理をするとともに、内部牽制組織および監事による監査体制を確立するものとする。

(不公平・不透明な選考の防止)

第8条 本協会および加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うものとする。

2. 選考結果に対して質問または抗議等があった場合は、本協会および加盟団体は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。
3. 本協会および加盟団体が行った決定事項に関し、競技者から不服申立てがなされた場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(倫理委員会の設置)

第9条 この規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の委員長は会長とし、副会長、専務理事、常務理事、事務局長、指導委員会委員長を委員とする。

(違反行為への対処)

第10条 この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者は直ちに調査を行い、調査の結果、この規程に違反する行為があったと認められたときは、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

沿 革

平成26年 4月 1日 制定

平成30年 3月10日 制定